

## 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

### 1 件名

令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

### 2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は約3,802千円（税込）です。

### 3 提案資格

次の(1)、(2)、(3)及び(4)のすべてを満たすことを要します。

- (1) プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）の提出日において、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、営業種目に「印刷物企画デザイン」を第1位で登録する市内中小企業であること。
- (2) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (4) 総職員数が5人以上であること。

### 4 参加に係る手続き

#### (1) 参加意向申出書（様式1）の提出期限

- |        |  |
|--------|--|
| ア 提出期限 | 令和5年10月13日(金) 16時まで（必着）  |
| イ 提出方法 | 持参、郵送又は電子メール（郵送の場合は書留郵便、電子メールの場合は提出書類にパスワードをつけることとし、期限までに到着するように発送してください。）                                 |
| ウ 提出先  | 緑区区政推進課広報相談係<br>所在地 〒226-0013 横浜市緑区寺山町118番地<br>電話 045-930-2219<br>メール md-home@city.yokohama.jp<br>担当 竹田、宮川 |

#### (2) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を「提案資格確認結果通知書（様式2）」により通知します。

- |       |  |
|-------|--|
| ア 通知日 | 令和5年10月20日(金) 17時まで 電子メール<br>提案資格が認められた者に、「プロポーザル関係書類提出要請書（様式3）」並びに提案書作成に使用する資料「プロポーザル提案作品作成上の注意」及び「プロポーザル提案作品原稿」を送付します。 |
| イ その他 | 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。<br>なお、書面は令和5年10月30日(月)17時までに参加意向申出書提                         |

出先まで提出しなければなりません。

本市は令和5年11月7日(火) 17時までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 5 質問書（様式4）の提出

本要領及び業務説明資料等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和5年10月31日(火) 17時まで（必着）
- (2) 提出先 4(1)ウと同じ
- (3) 提出方法 電子メール（提出書類にパスワードをつけてください。）
- (4) 回答日及び方法 令和5年11月8日(水) 17時まで 電子メール

## 6 提案書の内容

### (1) 提案書

別添の所定の書式（提出様式）及び「広報よこはま緑区版の構成について」、並びに「プロポーザル提案作品作成上の注意」及び「プロポーザル作品提案原稿」に基づき作成するものとします。

### (2) 作成物

次の項目に関する提案を所定の様式に記載し、アを表紙として提出してください。

- |  |         |
|--|---------|
| ア 提案書（提出様式1）                               | A4判縦1部  |
| イ 実施体制等記入票（提出様式2）                          | A4判縦1部  |
| ウ ワークライフバランス推進、障害者雇用及び健康経営に関する取組記入票（提出様式3） | A4判縦1部  |
| エ プロポーザル提案作品（7部は表紙を付けず提出）                  | A3判5枚8部 |

## 7 評価基準

提案書評価基準のとおり

## 8 提案書の提出

### (1) 提案書の提出

- |        |   |
|--------|---|
| ア 提出部数 | 6(2)のとおり                                  |
| イ 提出先  | 4(1)ウと同じ                                  |
| ウ 提出期限 | 令和5年11月17日(金) 16時まで                       |
| エ 提出方法 | 持参、郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。） |

### (2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルに記載した配置予定のデザイナー（プロポーザル提案作品作成者）は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。

## 9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和5年11月30日(木)13時～17時のうち30分程度
- (2) 実施場所 緑区役所
- (3) 出席者 プロポーザル提案作品作成者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、別途お知らせします。

## 10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

|      |  |   |
|------|--|---|
| 名 称  | 緑区入札参加資格審査・指名業者<br>選定委員会   | 令和6年度広報よこはま緑区版デ<br>ザイン編集業務委託プロポーザル<br>評価委員会               |
| 所掌事務 | プロポーザルの実施、受託候補者<br>の特定に関する事  | プロポーザルの評価に関する事  |
| 委 員  | 緑区副区長<br>緑区総務課長<br>緑区地域振興課長<br>緑区税務課担当課長<br>(区会計管理者)<br>緑区福祉保健課長<br>緑区生活衛生課長 | 緑区総務課長<br>緑区地域振興課長<br>緑区区政推進課長<br>緑区福祉保健課長<br>緑区こども家庭支援課長 |

## 11 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を「結果通知書(様式5)」により通知します。

- (1) 通知日 令和6年1月12日(金)17時まで 電子メール
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求められます。なお、書面は、令和6年1月22日(月)17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。  
本市は令和6年1月30日(火)17時までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

## 12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

### 13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。  
なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後又は指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

### 14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

### 15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
  - ア 言語 日本語
  - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否  
要する。
- (4) 本業務は、令和6年度横浜市予算案の議決を停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、成立しません。

(様式1)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

## 参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

年 月 日

(商号又は名称)  
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 提案資格確認結果通知書

次の件について、参加資格確認結果を通知します。

件名：令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和5年10月30日17時までに緑区区政推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 緑区区政推進課広報相談係

氏名 竹田、宮川

電話 045-930-2219

F A X 045-930-2225

E-mail md-home@city.yokohama.jp

(様式3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

### 提出書類

- 1 提案書 (提出期限 令和5年11月17日 16時)
- 2 質問書 (提出期限 令和5年10月31日 17時)

### 連絡担当者

所属 緑区区政推進課広報相談係

氏名 竹田、宮川

電話 045-930-2219

F A X 045-930-2225

E-mail md-home@city.yokohama.jp

(様式4)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

## 質 問 書

業務名：令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

| 質 問 事 項 |
|---------|
|         |

回答の送付先

担当部署  
担当者名  
電話番号  
E-mail

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。



(様式5)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

## 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和6年1月22日(月)17時までに緑区区政推進課へその旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属 緑区区政推進課広報相談係

氏名 竹田、宮川

電話 045-930-2219

F A X 045-930-2225

E-mail md-home@city.yokohama.jp

(提出様式1)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

## 提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：令和6年度広報よこはま緑区版デザイン編集業務委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(提出様式2)

法人名 \_\_\_\_\_

## 実施体制等記入票

※以下の質問に対する回答の中には、一切社名の表記を行わないでください

### 1 プロポーザル提案作品作成者氏名

※契約締結後は、プロポーザル提案作品作成者が広報よこはま緑区版の主たる担当者になります。提案書作成要領8(2)エのとおり、原則変更はできません。

### 2 実績

1の担当者及び貴社の実績を記載してください。特に、定期的に複数回発行する印刷物デザイン業務の実績を記載してください。

### 3 バックアップ体制

1の担当者及びその他担当のデザイナーなどが病気等の理由で業務が行えなくなった場合のバックアップ体制を記載してください。

|  |
|--|
|  |
|--|

### 4 原稿のチェック体制・方法

原稿を区に提出する前に誤字脱字、原稿の脱落がないか等のチェックを行っていただきますが、その体制・方法について記載してください。

|  |
|--|
|  |
|--|

**5 貴社の PR ポイント**

その他、1の担当者及び貴社の PR ポイントについて、自由に記載してください。

(提出様式3)

法人名 \_\_\_\_\_

## ワークライフバランス推進、障害者雇用及び健康経営に関する 取組記入票

ワークライフバランス推進、障害者雇用及び健康経営に関する取組の該当の有無について、報告します。

| 該当に<br>○ | 追加評価項目   | 添付書類  |
|----------|--|---|
|          | 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている（従業員 101 人未満の場合のみ※）               | 労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し                    |
|          | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている（従業員 301 人未満の場合のみ※）     | 労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し                    |
|          | 次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）の取得                               | 「基準適合一般事業主認定通知書」の写し、又は「基準適合認定一般事務主認定通知書」の写し |
|          | 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし認定）の取得                                  | 「認定通知書」の写し                                  |
|          | 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得  | 「認定通知書」の写し                                  |
|          | よこはまグッドバランス賞の認定の取得   | 「認定通知書」の写し、又は「認定証」の写し                       |
|          | 障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%の達成（従業員 45.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 45.5 人未満） | 達成を証明するものの写し                                |
|          | 健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証の取得    | 認証等を証明するものの写し                               |

※従業員数に応じて提出義務がある等の場合は加対象外となります。添付書類の提出は不要です。

## 広報よこはま緑区版の構成について

広報よこはま緑区版（2023年9月号時点）の標準的な構成は次のとおりです。

**ハイライト部分**が本プロポーザルでの提案内容です。

「業務説明資料」及び「プロポーザル提案作品作成上の注意」・「プロポーザル提案作品原稿」をもとに、広報よこはま緑区版2024年6月号5～9面を想定し、次の紙面を作成・提案してください。

なお、「プロポーザル提案作品作成上の注意」及び「プロポーザル提案作品原稿」は、提案書作成要領4(2)により、提案資格が認められた者に令和5年10月20日(金)に送付します。

### 1 広報よこはま全体構成

「広報よこはま」は全16面から構成され、このうち5～12面が緑区版です。

表1 構成と制作担当者

| 面     | 版   | 制作およびデザイン制作業務の担当者  |
|-------|-----|--------------------|
| 1～4   | 市版  | 政策局広報課及び同課が契約する受託者 |
| 5～12  | 緑区版 | 緑区区政推進課及び本業務委託の受託者 |
| 13～16 | 市版  | 政策局広報課及び同課が契約する受託者 |

### 2 広報よこはま緑区版の構成

表2 広報よこはま緑区版の構成・要素と各項目の説明

| 面  | 項目              | 説明  |
|----|-----------------|---|
| 共通 | 市版と共通する体裁の「はしら」 | <b>【固定要素】</b> 「はしら」のAI形式データ提供<br>・ 広報よこはまブランドマーク<br>・ 名称、号数及びページ数   |
|    | 1               | 区版題字<br>区版情報スペース  |
| 5  | 特集<br>(区版表紙含む)  | <b>【固定要素】</b><br>①「はしら」の独自要素<br>・ 「5～12面は緑区版です」の注意書き<br>②区版表紙要素<br>・ 緑区X公式アカウント及び緑区ウェブページの紹介<br>・ 緑区の人口・世帯数<br>・ 号数及び発行日<br>・ 区版題字<br><br><b>【その他】</b><br>新年や人事異動その他の事由により、特別な記事を掲載することがあります。 |

|                             |                                       |   |                             |                             |                            |
|-----------------------------|---------------------------------------|---|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 6                           | 特集                                    | <p><b>【特集の内容】</b></p> <p>緑区役所、緑区に関わる事業を所管する横浜市の部署及び緑区内の公的団体（以下「区役所等」という）による事業の情報提供並びに区の話題・魅力等を紹介します（月により特集の数は1～3で変動します。）。</p>   |                             |                             |                            |
| 7                           |                                       | <p>本プロポーザルでは、特集1を5～6面、特集2を7面に掲載する台割りを想定して、作成してください。</p> <p>〈テーマ〉</p> <p>特集1：児童虐待対策／子どもの権利擁護</p> <p>特集2：令和6年度に緑区で行われる主要事業紹介</p> <table border="1" data-bbox="668 598 1372 819"> <tr> <td>提案<br/>対象外<br/>(市版)<br/>(4面)</td> <td>提案作品<br/>1枚目<br/>特集1<br/>(5面)</td> <td>提案作品<br/>2枚目<br/>特集1<br/>(6面)</td> <td>提案作品<br/>3枚目<br/>特集2<br/>(7面)</td> </tr> </table> | 提案<br>対象外<br>(市版)<br>(4面)   | 提案作品<br>1枚目<br>特集1<br>(5面)  | 提案作品<br>2枚目<br>特集1<br>(6面) |
| 提案<br>対象外<br>(市版)<br>(4面)   | 提案作品<br>1枚目<br>特集1<br>(5面)            | 提案作品<br>2枚目<br>特集1<br>(6面)  | 提案作品<br>3枚目<br>特集2<br>(7面)  |                             |                            |
| 8                           | お知らせ<br>①よりどりみどり情報<br>②保健・福祉<br>③施設から | <p><b>【内容】</b></p> <p>情報記事を〈流し記事〉、〈囲み記事〉及び〈小囲み記事〉等の体裁で掲載します。</p> <p>①区役所等による事業の情報提供及び区の話題・魅力等を紹介します。</p> <p>②福祉保健センターの検診・健診及び相談事業等の日程を告知します。</p> <p>③区民利用施設等の事業の情報提供等を行います。</p>   |                             |                             |                            |
| 9                           |                                       | <p><b>【固定要素】</b></p> <p>① 〈帯〉</p> <p>② アイコンの凡例 <u>アイコンのAI形式データ提供</u></p> <p>③ お知らせ欄の注意書き</p> <p>④ ①②③のタイトル見出し</p> <p>⑤ 広告1枠（8面のみ、ページ下部）</p>   |                             |                             |                            |
| 10                          |                                       | <p>本プロポーザルでは、①よりどりみどり情報及び③施設からの〈流し記事〉、〈囲み記事〉、〈小囲み記事〉及び広告スペース（8面下部）を含む紙面を作成してください。</p>   |                             |                             |                            |
| 11                          |                                       | <table border="1" data-bbox="853 1756 1190 1977"> <tr> <td>提案作品<br/>4枚目<br/>お知らせ<br/>(8面)</td> <td>提案作品<br/>5枚目<br/>お知らせ<br/>(9面)</td> </tr> </table>   | 提案作品<br>4枚目<br>お知らせ<br>(8面) | 提案作品<br>5枚目<br>お知らせ<br>(9面) |                            |
| 提案作品<br>4枚目<br>お知らせ<br>(8面) | 提案作品<br>5枚目<br>お知らせ<br>(9面)           |   |                             |                             |                            |



|    |    |  |
|----|----|--|
| 12 | 連載 | <b>【内容】</b><br>2か月以上にわたり連続して、区役所等による事業の情報提供及び区の話題・魅力等を、標準的な月で2件程度、テーマに即したデザインで紹介します。           |
|    | 奥付 | <b>【固定要素】</b><br>①〈帯〉<br>②奥付（緑区シンボルマーク、緑区役所の所在地・電話番号、編集部情報）<br>③読者アンケートの二次元コード<br>④広告2枠（ページ下部） |

### 3 記事の体裁の説明

表3 広報よこはま緑区版における記事の体裁

|       |   |
|-------|---|
| 流し記事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8面から11面（原則）において、段組みを設定して流す、文字を中心とした簡潔な記事</li> <li>・ 本プロポーザルでは、5枚目（9面）を中心に作成してください</li> </ul>   |
| 囲み記事  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘目性・訴求力を高めることを目的に、毎月2～10件程度、段組み2段以上をまたいで大きく掲載する記事</li> <li>・ 本プロポーザルでは、大きさやデザイン、配置に指定はありませんが4枚目（8面）を中心に配置してください</li> </ul>           |
| 小囲み記事 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 段組み1段の中で配置する囲み記事</li> <li>・ 本プロポーザルでは、デザインに指定はありません</li> </ul>   |
| 帯     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8面～12面上部の1行記事</li> <li>・ 本プロポーザルでは、提案作品に帯を含める必要はありません</li> </ul>   |
| 広告    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1枠あたり幅241mm×高さ70mm</li> <li>・ 8面下部（1枠）及び12面下部（2枠）は広告が入るため、編集を行わずスペースを取っています</li> <li>・ 令和6年度の掲載位置及び数については、現行から変更することがあります</li> </ul> |
| 本文の書体 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本プロポーザルでは本文の字体等について、UD新ゴ Pr6N・10ポイントを標準として指定します。同等の字体を使用して提案することも可能です</li> <li>・ 見出しや特集記事の本文などはその限りではありません</li> </ul>                |